

第2部

障害福祉計画

第1章 障害福祉計画策定にあたっての基本的考え方

1 計画策定の趣旨

この計画は、平成17年に制定された障害者自立支援法の趣旨に基づき、障害者及び障害児が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の給付体制を確保するため、同法第88条の規定に基づき策定するものであり、第1部の江東区障害者計画における第1の施策の柱「障害者の自立生活の支援」の項について、数値目標を設定し、推進を図るものです。

2 計画の期間

本計画は、平成18年度より平成20年度までを第1期とし、平成21年度より平成23年度までを第2期とします。第2期計画にあたっては、必要に応じた見直しを行うこととします。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1期計画期間			第2期計画期間		
		(計画見直し)			(計画見直し)

3 障害福祉計画の基本的な方向性

江東区障害福祉計画は、次に掲げる点に配慮して作成しました。

(1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が、障害の種別・程度を問わず、自らがその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

(2) 三障害の制度の一元化による障害福祉サービスの充実

障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの実施主体は、区市町村を基本とする仕組みに統一されました。また、従来の、障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち遅れている精神障害者等に対するサービスの充実を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の入所施設や病院から地域生活への移行促進という課題に対応するため、相談体制、訪問系サービスや日中活動系サービス、グループホームなど、地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。

また、障害者の働く機会を拡大するとともに安心して働き続けられるように、企業や福祉施設、関係機関と協力して就労支援の充実を図ります。

4 計画策定にあたって留意した事項

(1) 障害者等の参加

本計画を策定するにあたり、アンケートやヒアリング等を通じて障害者のニーズの把握に努めました。また、本計画を策定するにあたって組織した策定協議会には、障害者団体の代表者も参加し、ニーズを持つ人々の意見が反映されるように配慮しました。

(2) 地域社会の理解の促進

障害者が地域生活・自立生活を送るためには、地域住民や企業の協力と理解が不可欠です。本計画を策定するにあたって組織した策定協議会には、町会、企業、公共職業安定所等の各代表者や一般公募区民の参加も得ました。

(3) 事業者の新体系への移行希望の把握

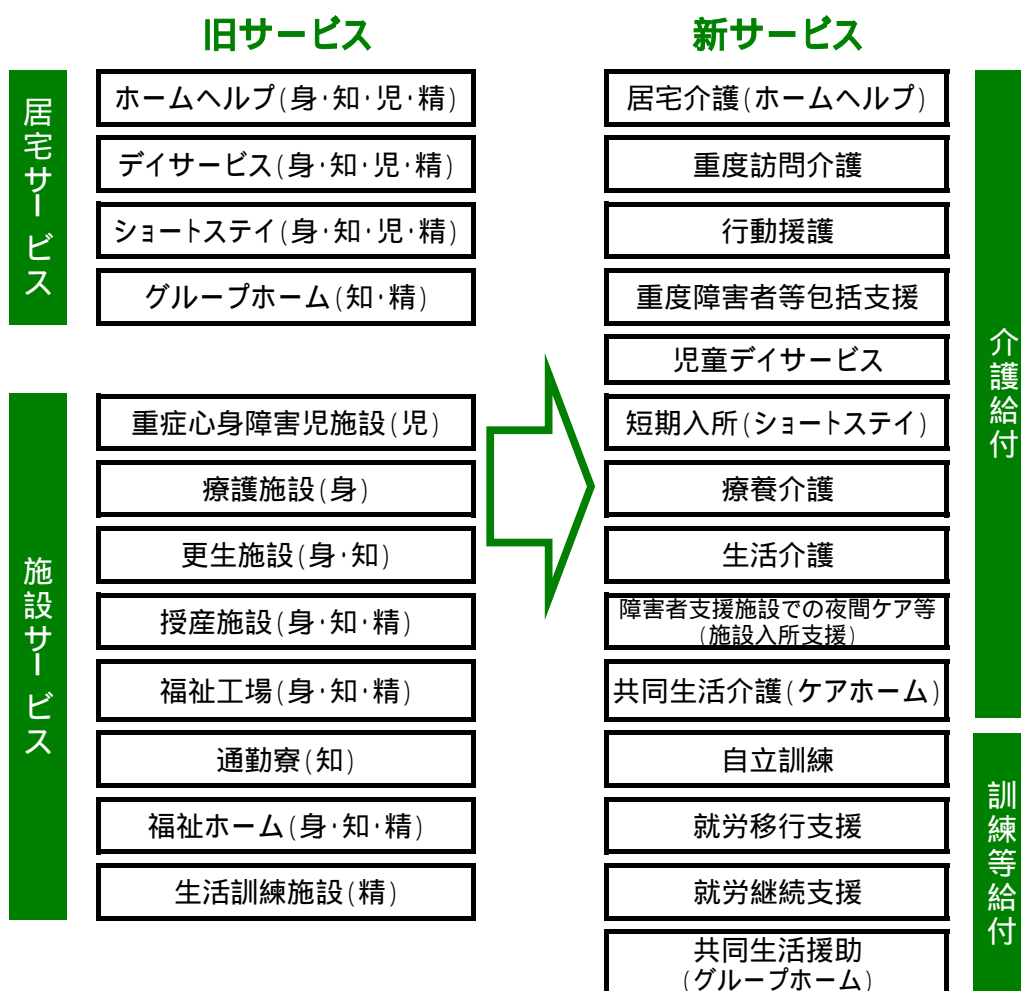
必要な量のサービスが確保できるよう、障害福祉サービスの提供を行っている事業者に対して、障害者自立支援法に基づくサービス体系への移行に関する希望を調査しました。

第2章 障害者自立支援法の新しいサービスの仕組み

1 新しい障害福祉サービスの体系

障害者自立支援法では、これまで障害種別ごとに提供されてきた福祉サービスを一元化し、主に介護サービスを提供する「介護給付」、訓練に関連するサービスを提供する「訓練等給付」、区市町村が自主的・柔軟に実施する「地域生活支援事業」に大きく分類・整理するとともに、更生医療、育成医療、精神通院公費を再編統合した「自立支援医療」と「補装具費支給事業」を加えた制度体系に組みなおしました。

図 障害福祉サービスの新旧対照図



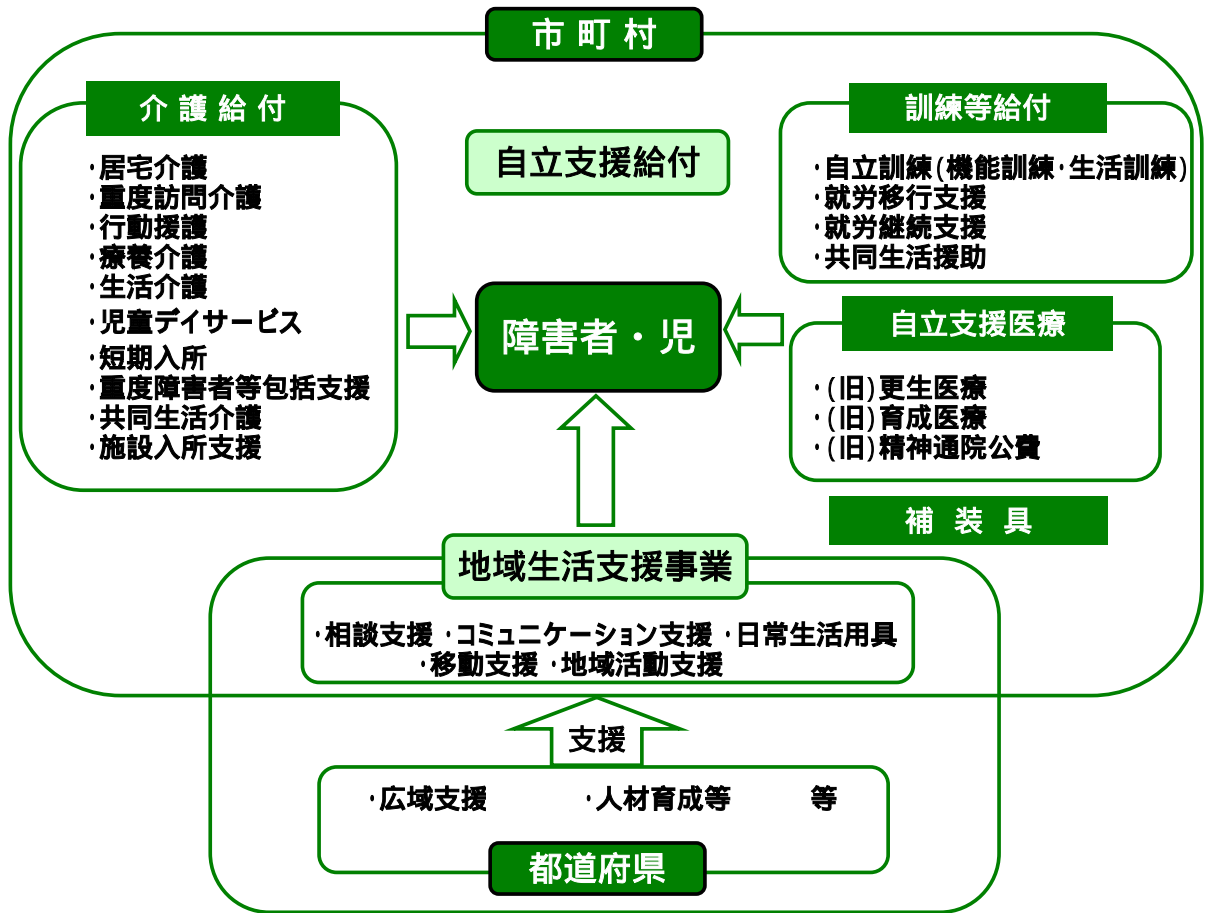
この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等を制度化

資料：厚生労働省

(注) 表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」

は「障害児」のことです。

図・新体系の障害福祉サービスの全体像



資料：厚生労働省

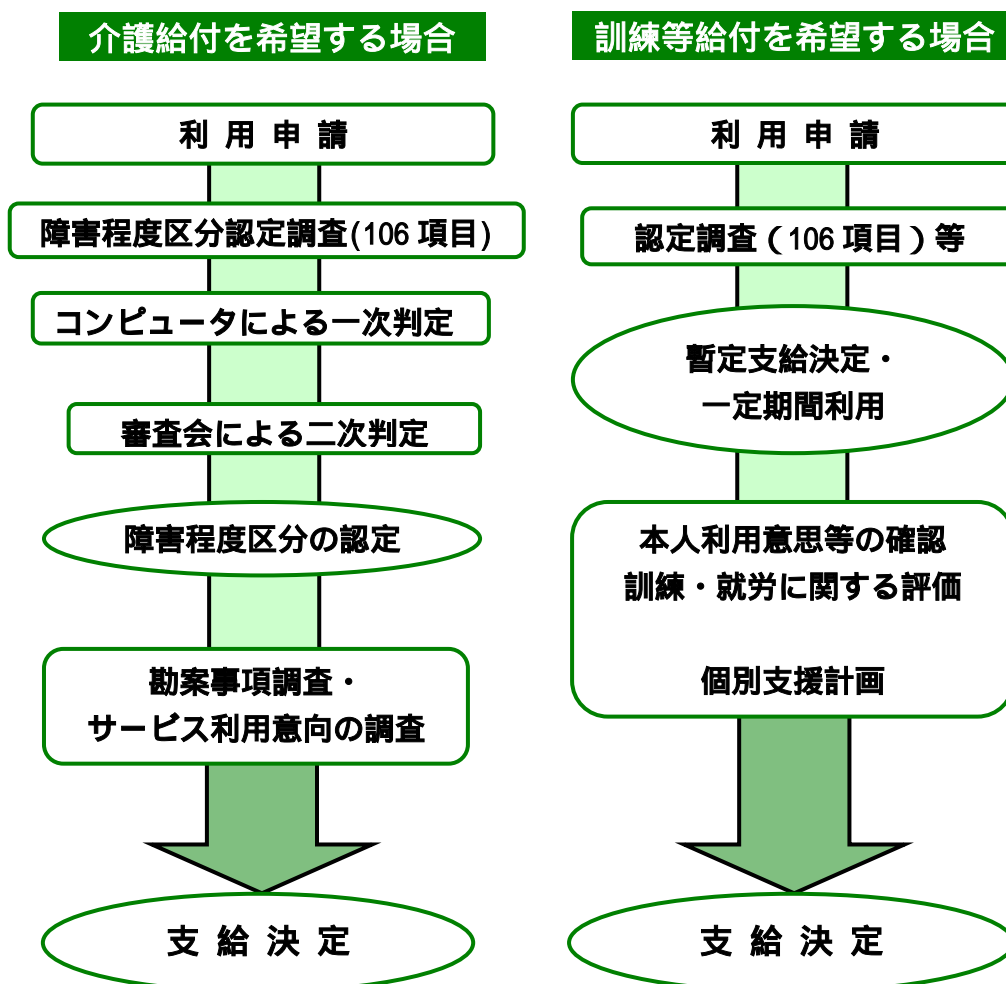
2 利用手続きの流れ

新体系のサービスを利用する場合は、利用申請を行った後、障害程度区分に基づく判定が必要となります。障害程度区分は、最も軽度な区分1から最も重度な区分6までの6段階に分かれています。

まず、調査員がサービス利用者の生活動作の能力（ADL＝日常生活動作、IADL＝手段的日常生活動作）等について面接調査を行い、全国共通の106項目の調査項目に当てはめた上で一次判定を行います。

介護給付を希望する利用者に対しては、医師意見書や調査員による特記事項も勘案して、二次判定が行われます。二次判定は、江東区介護給付費等の支給に関する審査会によって行われます。

図 サービス利用の手続き



3 利用者負担

利用者負担は、従来の所得に着目した負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに改められるとともに、食費・光熱水費等の実費負担も見直され、三障害共通した利用者負担の仕組みとなりました。自己負担額は、サービス利用量に応じた原則 1 割の定率負担です。

障害福祉サービスの定率負担は、世帯の収入状況に応じて 4 区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。また、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得者に配慮した軽減策が講じられています。

図 障害福祉サービスの利用者負担額

所得区分	対象者	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0 円
低所得 1	住民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が 80 万円以下の方	15,000 円
低所得 2	住民税非課税世帯のうち、低所得 1 に該当しない方	24,600 円
一般	住民税課税世帯の方	37,200 円

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても、税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いにすることができます。

このほかにも、入所施設、グループホームを利用する場合の個別減免、社会福祉法人等の提供するサービスを利用する場合の負担軽減のほか、同じ世帯の中で複数の障害者がサービスを利用する場合等、利用者の生活状況に応じた減免措置が講じられています。また、東京都や江東区独自の利用者負担額軽減策も講じられています。

図 利用者負担に関する配慮措置

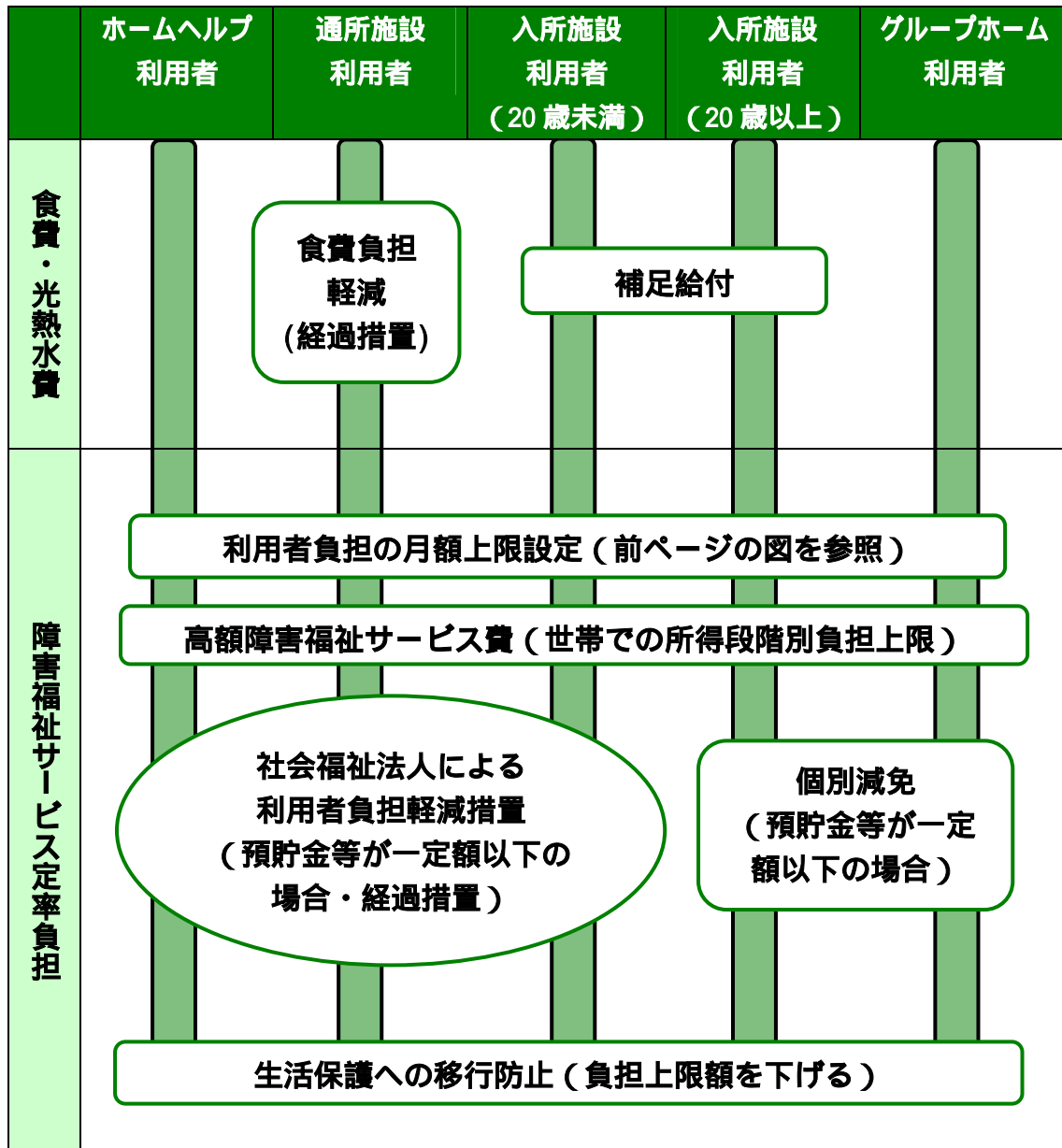


図 東京都及び江東区の取り組み

1 定率負担の率の引き下げ (1) 概要 ホームヘルプを利用する低所得者に対して、10%の定率負担を 3%とする。 (2) 対象 住民税非課税世帯の障害者（低所得 1 及び低所得 2） (3) 実施期間 平成 18 年度から 20 年度までの 3 年間
2 社会福祉法人軽減の対象事業者の拡大 (1) 概要 社会福祉法人が行う負担上限額を半額とする軽減措置を他の法人を利用する者が受けられるよう対象事業者を拡大する。 (2) 対象 住民税非課税世帯の障害者で、収入等が基準額以下の者(国の基準と同等) (3) 実施期間 平成 18 年度の 1 年間
3 重度障害者等の上限額の引き下げ（区単独負担） (1) 概要 支援費制度の「負担なし区分」から新制度の「一般世帯」区分となる者に対して、ホームヘルプ利用の場合、37,200 円の月額負担上限額を 24,600 円（低所得 2 と同額）とする。 (2) 対象 住民税課税世帯の全身性障害者等の重度障害者 (3) 実施期間 平成 18 年度の 1 年間
4 通所施設の食費の軽減（区単独負担） (1) 概要 一食あたりの食費を住民税課税世帯の障害者は 650 円(平成 18 年 10 月より 360 円)、それ以外の障害者は 230 円の負担とする。 (2) 対象 区立通所施設の利用者 (3) 実施期間 平成 18 年度から 20 年度までの 3 年間

4 地域生活支援事業

障害者自立支援法第 77 条に基づき、平成 18 年 10 月より、地域生活支援事業によるサービスが始まりました。提供するサービスの種類は、第 5 章にあるとおりです。

日常生活用具給付等事業及び経過的デイサービス事業は、利用に係る費用の原則 1 割を負担しての利用となります。また、これまで補装具として支給されていたストマ用装具は日常生活用具給付等事業に位置づけられ、住民税非課税世帯の方については、3%の負担で利用できます。

移動支援事業は、平成 20 年度までの経過措置として、利用にかかる負担を、住民税課税世帯の方は利用料の 5%、非課税世帯の方は 3%、生活保護世帯の方は負担なしとします。

コミュニケーション支援は無料で利用できます。

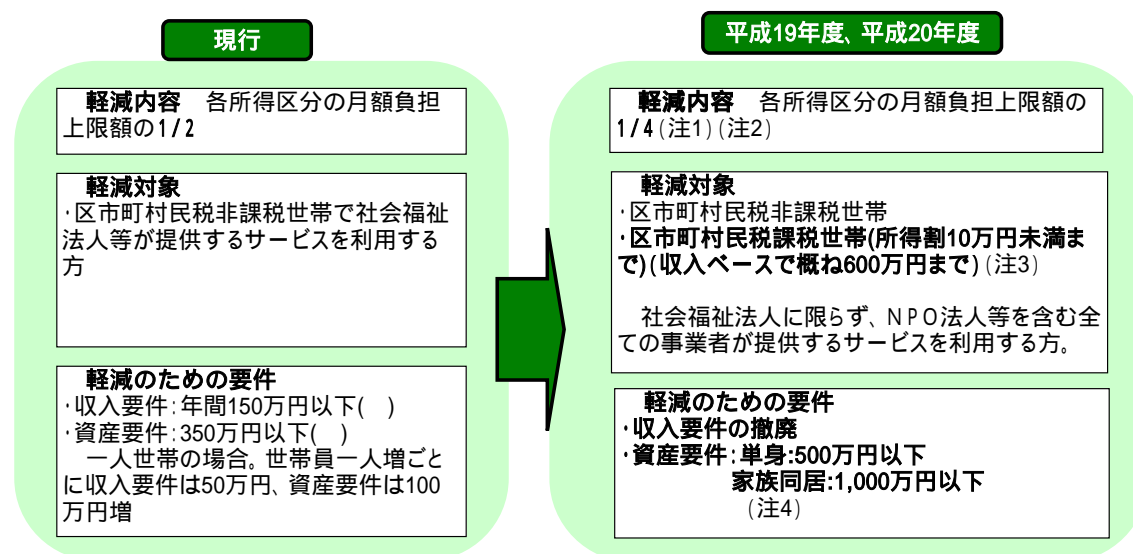
障害者自立支援法円滑施行のための特別対策について

平成18年4月から施行された障害者自立支援法の着実な定着を図るため、法の枠組みを守りつつ、3年後の見直しまでの措置としてもう一段の改善策が講じられます。

【1】利用者負担の更なる軽減(平成19年度、平成20年度)

【通所施設・在宅サービス利用者・障害児のいる世帯の負担軽減措置】

負担感の大きい、通所・在宅、障害児のいる世帯を中心に対策が実施されます。



(注1) 通所施設を利用する区市町村民税非課税世帯の場合、月額負担上限額は一律3,750円となります。

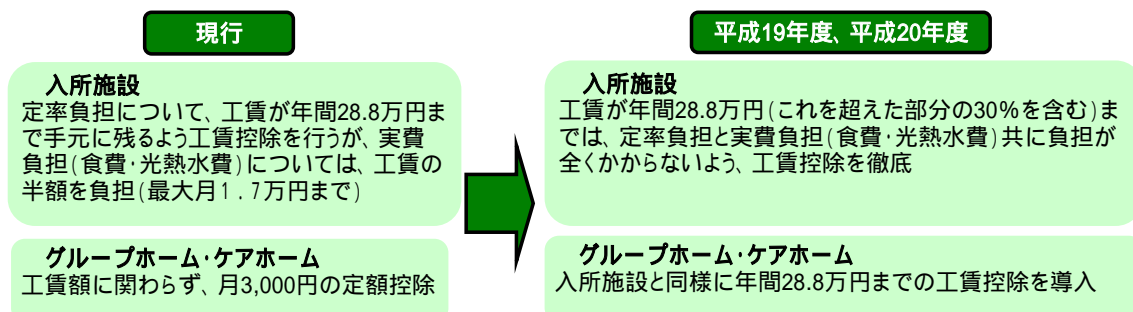
(注2) 入所施設利用児童も軽減対象となります。ただし、月額負担上限額は1/2となります。

(注3) 一般課税世帯の「所得割10万円未満」は、地方への税源移譲等に伴い、平成19年7月以降の収入認定時から、「所得割16万円未満」に変更される予定です。

(注4) 個別減免(施設入所者)の資産要件も同様に緩和され、500万円以下となります。

【入所施設、グループホーム・ケアホーム利用者の工賃控除】

工賃引上げに対する意欲を高めるため、入所施設利用者について工賃控除を見直すとともに、グループホーム・ケアホーム利用者に対しても工賃控除が創設されます。



【2】事業者に対する激変緩和措置(平成20年度まで事業を実施)

報酬が月払い方式から日払い方式になったなどの結果、減収が著しい事業者などへの支援を行い、事業者のより一層の安定的な運営を確保します。

旧サービス体系事業者へのこれまでの激変緩和措置(従前額の80%の最低保障)を、90%保障に引き上げ保障機能を強化。併せて、新サービス体系へ移行した場合の激変緩和措置(90%保障)を新たに創設

利用者が通所サービスをより利用しやすくするため、送迎費用を助成

入所施設の利用者が入院した場合の、入院・外泊時加算を強化

現行

- ・ひと月に6日を限度
- ・原則、入院した日が属する月のみ



(平成19年4月から)

- ・ひと月に8日を限度
- ・入院した日が属する月を含めて3カ月間

【3】新法への移行等のための緊急的な経過措置(平成20年度まで事業を実施)

サービス体系が抜本的に見直される中で、直ちには新体系に移行できない事業者等を支援するとともに、制度改革に伴う需要に緊急的に対応するための支援をします。

直ちに新サービス体系に移行するのが困難な小規模作業所に対し、補助を実施

ケアホームのバリアフリー化、新体系の設備基準に適合させるための改修工事補助、新体系へ移行するためのコンサルタント派遣、雇用・教育等との連絡強化等の、ハード面・ソフト面・人的な支援を実施

第3章 平成23年度の目標値の設定

障害者自立支援法の趣旨に基づき、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、施設入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行の3項目について、数値目標を設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

現時点の障害者施設入所者のうち、自立訓練等を利用し、平成23年度末に地域生活に移行している人の数値目標を設定します。

平成17年10月現在、江東区では施設入所者が320人おり、その内訳は身体障害者入所更生施設に6人、療護施設に41人、身体障害者入所授産施設に26人、知的障害者入所更生施設に241人、知的障害者入所授産施設に6人となっています。

国の基本指針では、平成23年度において、現時点での施設入所者の1割以上が地域生活に移行するとともに、施設入所者数を7%削減することを基本に、地域の実情に応じて目標を設定することとしています。

江東区では、平成18年10月末時点で、なお入所待機者が31人いること、また過去の入所待機状況や障害の重度化の状況等をみると、今後も施設入所のニーズが減少することは当面考えられないことから、平成23年度末の入所者数は、平成17年10月現在と同水準とし、地域生活移行数の目標値は、国の基本指針に基づき、17年10月現在の入所者数の1割に当たる32人とします。

項目	数値	考え方
現時点入所者数	320人	平成17年10月1日現在施設入所者数
目標年度入所者数	320人	平成23年度末時点の利用人員の見込み
施設入所者削減見込み	0人 (0%)	平成23年度までの間に、施設入所のニーズの減少は見込まない。
地域生活移行数目標	32人	平成23年度末までに、現時点での施設入所者数の1割に相当する人が地域生活へ移行する。

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 24 年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（以下「退院可能精神障害者」という。）が退院することを目指し、平成 23 年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定します。

現在、江東区の退院可能精神障害者数は 163 人と推計されていますが、東京都では精神障害者の地域移行をおおむね 10 年間かけて行うことを基本にしていることから、江東区においても、平成 23 年度末までの退院可能精神障害者の減少目標を、5 割以上の 82 人とします。

項目	数 値	考 え 方
退院可能精神障害者数	163 人	東京都における退院可能精神障害者数の人口按分による推計値
退院可能精神障害者の減少目標数	82 人	平成 23 年度では、退院可能精神障害者の半数以上を対象者としてとらえ、目標値を定める。

3 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、平成 23 年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

江東区では、平成 15 年度から 17 年度までの 3 年間で、授産施設等から一般就労へ移行した人の人数は 46 人に上り、精神障害者共同作業所等からの移行実績を加えると、66 人という良好な成績を収めています。この水準を維持・向上させていくため、平成 17 年度より「江東区障害者就労・生活支援センター」を設置し、各方面との連携を密にして、就労支援の充実に努めています。

平成 23 年度における一般就労移行の目標設定に当たっては、東京都の基本的考え方も参考にして、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上となることを目指します。

項目	数 値	考 え 方
平成 17 年度の一般就労 移行者数	25 人	平成 17 年度において、江東区障害者就 労・生活支援センターをとおして一般 就労に移行した者の数。
平成 23 年度の年間一般就労 移行者数	37 人 (1.5 倍)	基礎になる数値水準が高いため、17 年 度移行実績の 1.5 倍を目標とする。

第4章 サービス必要量の見込みと確保のための方策

第3章で掲げた目標を達成するため、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要となるサービス量について、平成20年度までの各年度及び平成23年度における見込みを設定します。

1 訪問系サービス

訪問系サービスとは、サービス提供者が居宅に訪問して行うサービスであり、以下の4種類があります。

(1) 居宅介護 (2) 重度訪問介護 (3) 行動援護 (4) 重度障害者等包括支援

(1) 居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害程度区分1以上の方が対象です。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動の支援等を総合的に行います。

障害程度区分4以上で、二肢以上に麻痺があり、かつ障害程度区分の認定調査項目の「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外の認定がされている方が対象となります。

(3) 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方であって常時介護を要する方に、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動の支援等を提供します。

障害程度区分3以上で、行動関連項目(11項目)等の合計点数が10点以上である方が対象となります。

(4) 重度障害者等包括支援

常時介護が必要な方で特に介護の必要な程度が高いと認められた方に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

障害程度区分6に該当する方のうち、意思疎通に著しい困難を有しており、四肢すべてに麻痺があり寝たきり状態の方のうち、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者あるいは最重度の知的障害者が対象となります。

(国の基本指針では、現時点の支援費制度に基づくホームヘルプサービス利用者数を基礎として、支援費制度導入以降の利用者数の伸び、退院可能精神障害者を含め新たなサービス利用者の見込数に、障害者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量を乗じた量を勘案して、量の見込みを定めるとしています。)

江東区では、支援費制度におけるホームヘルプ利用実績より、一人当たり平均利用時間を求めるとともに、障害者の増加傾向値をもとに今後の利用者数を推計し、地域移行によるニーズの増加も加えてサービスの見込み量を算定します。

《平成 15 年度から 17 年度までの支援費制度におけるホームヘルプ利用実績と見込》
(但し移動支援事業該当分は除く)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度 (見込)
実績(時間/年)	90,105 時間	102,731 時間	110,507 時間	111,432 時間
利用人数(10月)	229 人	258 人	280 人	305 人
一人当たり時間数	32.79 時間	33.18 時間	32.89 時間	30.45 時間

*一人当たり月平均利用時間は、過去の実績より 32 時間とします。

*江東区の総人口に占める障害者数の割合の推移から、居宅介護利用者数を算定すると、平成 19 年度は 312 人、20 年度は 321 人、23 年度は 358 人と見込まれます。

《退院可能精神障害者を含めた新たなサービス利用者の見込》

*平成 18 年度精神障害者のホームヘルプ利用者は 28 人となっています。

*平成 19 年度以降の見込みについては、江東区の精神障害者の地域移行目標値、平成 17 年度江東区障害者実態調査におけるホームヘルプ利用者割合、平成 16 年度東京都精神保健福祉ニーズ調査におけるホームヘルプ利用希望者割合等の数値により、19 年度は 46 人、20 年度は 64 人、23 年度は 121 人と見込みます。

*一人当たり平均利用時間は、今まで措置により週 2 時間(8~10 時間/月)を支給してきましたが、地域での自立生活支援のため、20 時間/月で見込みます。

《見込量の設定》

種 類	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
訪問系サービス	10,320 時間分	10,904 時間分	11,552 時間分	13,876 時間分

注・「時間分」とは、「月間の利用人数」に「一人一ヶ月当たりの平均利用時間数」を乗じて得られた数値です。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、昼間に入所又は通所により訓練、介護等を提供するサービスで、以下の7種類があります。

- (1) 生活介護 (2) 自立訓練 (3) 就労移行支援 (4) 就労継続支援 (5) 療養介護
- (6) 児童デイサービス (7) 短期入所

(1) 日中活動系サービス全体の見込量

国の基本指針では、支援費制度に基づいて障害者等の支援を行う施設のサービス利用者及び小規模作業所の利用者の合計数を基礎に、一般就労への移行者、法定外施設利用者等を控除した数、並びに退院可能精神障害者のうち日中活動系サービス利用者の数を見込むとされています。

現在、江東区の支援費制度に基づく施設サービス利用者は291人、小規模作業所利用者は141人、法定施設以外利用者は207人、施設入所支援者は320人で、合計数959人となっております。これを基に、一般就労への移行者、法定外施設利用者等を控除した数に、日中活動系サービス利用精神障害者数、養護学校卒業者数を見込んで、以下の人数を見込みます。

《見込量の設定》

種 類	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
日中活動系サービス	33 人分	697 人分	986 人分	1,224 人分

(2) 生活介護

常時介護が必要な方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

50 歳未満の場合は障害程度区分 3(施設入所の場合は区分 4)、50 歳以上の場合は障害程度区分 2(施設入所の場合は区分 3)の方が対象となります。

(国の基本指針では、現時点の法定施設利用者の障害程度区分、年齢等により生活介護が必要と見込まれる者の見込数を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案するとともに、小規模作業所利用者等のうち新たに生活介護の対象者と見込まれる者の数を加えた数を勘案して、量の見込みを定めるとしてしています。)

江東区では、障害程度区分認定が全て完了していないため、各年度における入所施設の新体系への移行状況から利用者数を見込むとともに、養護学校卒業者数の状況を勘案して必要量を算定します。平成 19 年度に新体系に移行して「生活介護」サービスを提供する予定の区内通所施設は、現在 7 施設となっていますが、月間の利用人数、平均開所日数、平均利用率と今後の新体系移行見込みにより、サービス量を算定します。

《見込量の設定》

種 類	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
生活介護	108 人日分	4,770 人日分	6,336 人日分	10,386 人日分

注・「人日分」とは、「月間の利用人員」に「一人一ヶ月当たりの平均利用日数」を乗じて得られた数値です。たとえば、5 人の利用者が平均 20 日サービスの提供を受けた場合には、「100 人日」となります。

(3) 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練の2種類があります。

ア) 自立訓練(機能訓練)

理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施します。

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者が対象となります。

(国の基本指針では、現時点での身体障害者更生施設の利用者数を基礎として、地域移行の目標、平均的なサービス利用時間等を勘案して、量の見込みを定めるとしていません。)

江東区では、現時点での身体障害者更生施設利用者は7人ですが、このうち、当該施設が新体系の「自立訓練」事業に移行することにより「自立訓練」サービスをうけることになる人を利用人数とし、平均開所日数、平均利用率、今後の施設移行見込みより、サービス量を算定します。

《見込量の設定》

種 類	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
自立訓練(機能訓練)	36 人日分	18 人日分	18 人日分	18 人日分

イ) 自立訓練(生活訓練)

食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施します。

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者または精神障害者が対象となります。

(国の基本指針では、現在の知的障害者等の施設入所者、地域で親等と暮らす者、退院可能精神障害者のうち生活訓練事業対象者を基礎として、平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを定めるとしていません。)

江東区では、知的障害者入所施設の利用者のうち、新体系に移行して生活訓練事業を行う施設の利用者数と、退院可能精神障害者のうち、退院を希望し、かつ一人での生活を希望する人の推定数を用い、利用期間は上限2年間を想定してサービス量を算定します。

《見込量の設定》

種 類	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
自立訓練(生活訓練)	0 人日分	0 人日分	180 人日分	162 人日分

(4) 就労移行支援

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の方が対象になります。

(国の基本指針では、現時点の福祉施設の利用者であって生活介護事業の対象と見込まれる者以外の者、養護学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者、退院可能精神障害者のうち、就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数に平均的サービス利用時間を勘案して量の見込みを定めるとしています。)

江東区では、平成19年度に就労移行支援事業に移行する施設が現在7施設あることから、同施設の予定利用人員、養護学校の卒業者数、及び今後「就労継続B」サービスからの移行が見込まれる利用者数を合算して当該年度の必要量を算出するとともに、施設事業者の新体系への移行希望も勘案してサービス量を算定します。

《見込量の設定》

種類	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就労移行支援	0人日分	1,962人日分	4,338人日分	4,428人日分

(5) 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型とB型の2種類があります。

ア) 就労継続支援 (A 型)

適切な支援により雇用契約に基づき就労する方につき、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

企業等に就労することが困難であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方が対象になります。

(国の基本指針では、日中活動系サービス全体の見込量から、就労継続支援事業以外の介護給付等の対象者と見込まれる者の数を控除した数のうち、就労継続支援 (A 型) 事業の対象として適切と見込まれる数を勘案して量の見込みを定めることとし、設定に当たっては、平成23年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の3割以上とすることが望ましいとしています。)

江東区では、区外の就労継続支援 A 型事業に移行した施設を利用している人も含めてサービス利用量を見込みます。就労に係る支援については、「就労移行支援」をはじめ「就労継続支援 B 型」など他のサービスを効果的に提供しつつ、障害者の自立を進めます。

《見込量の設定》

種 類	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
就労継続支援 (A 型)	18 人日分	198 人日分	198 人日分	198 人日分

イ) 就労継続支援 (B 型)

通常の事業所に雇用されることが困難な方につき、生産活動その他の活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

就労経験があるが年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方、就労移行支援事業を利用した結果、B 型の利用が適当と判断された方、50 歳以上の方、障害基礎年金 1 級を受給されている方等が対象となります。

(国の基本指針では、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数から就労継続支援 (A 型) 事業の見込数を控除した数を勘案して、量の見込みを定めるとしています。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援 (B 型) 事業所における工賃の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましいとしています。)

江東区では、平成 19 年度に就労継続支援 (B 型) に移行する施設が 6 施設あることから、同施設の予定利用人員数を基礎とし、就労移行支援利用者で 24 ヶ月を超えた人がこのサービス利用に移行することも見込み、月間の利用人員、平均開所日数より必要量を算出するとともに、施設事業者の新体系移行希望も勘案して、サービス量を算定します。

《見込量の設定》

種 類	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
就労継続支援 (B 型)	36 人日分	4,212 人日分	4,752 人日分	4,842 人日分

(6) 療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。

筋萎縮性側索硬化症患者等、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分 6 の方及び筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって障害程度区分 5 以上の方が対象になります。

(国の基本指針では、現時点の重症心身障害児施設(委託病床を含む。)、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案して、量の見込みを定めるとしています。)

江東区では、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の利用者は、16年度5人、17年度4人となっており、重症心身障害児施設入所者で、保護者の住所が江東区にある人の数は、平成18年4月1日現在51人です。

障害児施設については、現在東京都の事業として行われていますが、障害児施設の新体系移行については、障害者自立支援法の施行後3年を目途として、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体のあり方等を勘案し、検討を加えるとされているため、検討の結果が出るまでは現状の位置づけで運営されるものと予測されます。したがって、重症心身障害児施設の利用者が「療養介護」サービスの利用者になるかどうかについて見通しが立たないことから、今回の計画では、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の利用者についてサービス利用量を見込むこととし、2年に1人増加するとして、利用者数を設定します。

《見込量の設定》

種類	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
療養介護	4人分	4人分	5人分	6人分

(7) 児童デイサービス

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。療育の観点から、個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童が対象になります。

(国の基本指針では、現時点の児童デイサービス事業の利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸びを勘案し、市町村地域生活支援事業で実施される障害児を対象とした事業との役割分担を踏まえたうえで、量の見込みを定めるとしています。)

江東区では、発達に問題を持つ児童とその保護者に対する支援の必要性の認識から、平成5年度に開設した「江東区塩浜福祉プラザ」内に、「江東区こども発達センター」を設置し、その運営を特定非営利活動法人こどもの発達療育研究所に委託して、就学年の児童に対し、多彩なカリキュラムによる専門的療育事業を実施しています。

開設より13年を経て、事業内容の熟成が進むとともに利用希望も増え、平成18年度当初では、112人の児童が登録するに至っています。

同センターでは、個々の障害に応じて、専門スタッフによる集団療育、造形療育、理学療法、音楽療法、言語療法等を行うほか、他の保育園・幼稚園との交流保育、講師を迎えての公開療育や講演会、父母会活動など、児童と保護者双方に対する幅広い支援活動を行っています。

この事業を、平成19年度から、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスと位置づけ、月間の利用人数を、一日当たりの利用定員である54人を基礎に、月平均開所日数18.5日、出席率70%としてサービス利用量を見込むこととし、平成20年度から江東区障害者福祉センター育成室を機能転換して更に36名分の受け入れ態勢を整え、ニーズの増加に対応します。

《見込量の設定》

種 類	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
児童デイサービス	0人日分	699人日分	1,062人日分	1,062人日分

(8) 短期入所

自宅で介護する方が病気の場合等に、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害程度区分 1 以上の障害者・障害児が対象になります。

(国の基本指針では、現時点の短期入所事業の利用者数を基礎として、利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる精神障害者の数等を勘案し見込んだ数に、障害者等のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量を乗じた量を勘案して、量の見込みを定めるとしています。)

江東区の現時点での利用実績は以下のとおりで、障害者手帳所持者数の増加率から、平成 18 年度の利用者見込み数を 18 人/月とし、以後「短期入所」利用者が毎年 1 人/月増加するとして、一人当たりの平均利用日数を過去の実績から 20 日と設定し、サービス量を算定します。

* 平成 15 年度から 17 年度までの、年間の短期入所利用実績

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
利用者数 (延べ)	117 人	211 人	204 人
利用日数 (年間)	2,154 日	4,065 日	4,009 日
一人当たり平均利用日数	18.4 日	19.3 日	19.7 日

* 1 ヶ月あたり短期入所利用実績

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
利用者数	9.8 人	17.6 人	17.0 人
利用日数	179.5 日	338.8 日	334.1 日
一人当たり平均利用日数	18.4 日	19.3 日	19.7 日

《見込量の設定》

種 類	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
短期入所	360 人日分	380 人日分	400 人日分	460 人日分

3 居住系サービス

居住系サービスとは、共同生活を行う住居や施設において訓練等給付又は介護給付を提供するサービスで、次の3種類があります。

(1) 共同生活援助 (2) 共同生活介護 (3) 施設入所支援

(1) 共同生活援助 (グループホーム)

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

障害程度区分1以下に該当する知的障害及び精神障害の方が対象になります。

(2) 共同生活介護 (ケアホーム)

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話を行います。

障害程度区分2以上に該当する知的障害及び精神障害の方が対象になります。

(国の基本指針では、福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現時点の利用者数を基礎として近年の利用者数の増、退院可能精神障害者を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ数を合算した数から、量の見込みを定めるとしています。)

江東区では、平成18年10月の居住系サービスにかかる支給決定者数は、共同生活援助が103人、共同生活介護が36人となっています。

19年度には、区内に新たに2ヶ所、19名分のグループホーム・ケアホームが開設予定であり、区外の入所施設では、近隣のグループホーム等へ地域移行する予定となっている施設利用者がいます。これに地域移行する施設入所・入院者のニーズを加えて、サービス量を算定します。

《見込量の設定》

種 類	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
共同生活援助 共同生活介護	141人分	161人分	172人分	191人分

(3) 施設入所支援

施設に入所する方に、主として夜間において、入浴や排せつ、食事の介護等を提供します。障害程度区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の方が対象になります。

(国の基本指針では、現時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、量の見込みを定めるとしています。)

江東区では、現時点での入所施設利用者の1割相当の人が地域での生活に移行することを目標としますが、平成18年10月末現在、施設入所の待機者が31人おり、施設入所者の地域移行の目標が達成されても、「施設入所支援」サービスのニーズが減少することは考えられないことから、施設入所者の削減目標を0人とするとともに、同サービスの見込み量については、このサービスに限り、入所施設の新体系移行の有無にかかわらず、現在入所している人の数を掲載することとします。

《見込量の設定》

種 類	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
施設入所支援	320 人分	320 人分	320 人分	320 人分

4 その他サービス

相談支援

自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等、計画的プログラムに基づく支援が必要と認められる方の人数を見込みます。

入所・入院から地域生活へ移行するため、一定期間支援が必要な方、単身で生活していて、サービスの利用調整が自身では困難な方、重度障害者等包括支援の対象者であって、重度訪問介護等他の障害福祉サービスの決定を受けた方が、対象です。

(国の基本指針では、障害福祉サービス(施設入所支援、自立訓練、共同生活援助、共同生活介護及び重度障害者等包括支援を除く)の利用が見込まれる者のうち、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して、量の見込みを定めるとしています。)

江東区では、重度障害者等包括支援の対象となる人で重度訪問介護の支給決定を受けている人、入所施設から地域移行を予定している人、サービス調整が必要と思われる精神障害者等の数より、サービス量を見込みます。同サービスは、当面は区が調整等を行います。

《見込量の設定》

種 類	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
相談支援	9 人分	14 人分	17 人分	32 人分

5 障害福祉サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

障害者の地域での生活を支えるために、障害の種別を問わず必要な訪問系サービスが提供されるよう、サービス提供主体の確保と技能向上に努めます。

訪問系サービスの担い手となる居宅介護サービス事業者は、平成 18 年 10 月 1 日現在で江東区内に 44 ヶ所あり、現在のニーズに対するサービス提供量は確保されていると考えていますが、今後、退院可能精神障害者等、増大が予想される精神障害者のニーズに対応するとともに、介護技術などサービスの質の向上に向けた事業者の育成を図ります。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの提供主体として期待される江東区内の施設は、法外の心身障害児訓練施設も含めると 33 施設に上ります。これら施設の個々の意向を尊重しつつ、利用者の状況やサービスの見込量等を勘案し、新事業体系への移行をすすめていくことで新需要に対応するほか、江東区で支給決定している利用者が入所している区外施設の新事業体系への移行の見込みも勘案します。そのほか、退院可能精神障害者等、新たな利用が見込まれる障害者へのサービス提供の場の確保を検討します。

(3) 居住系サービス

居住系サービスの提供主体となる江東区内のグループホームの設置数は、知的障害者用 22 ヶ所、精神障害者用 4 ヶ所、心身障害者用 6 ヶ所となっており、23 区中トップクラスに入ります。平成 19 年度には、更に 2 ヶ所の設置が予定されており、その段階で必要な供給量は確保されますが、施設入所からの地域生活への移行の受け皿として、グループホーム及びケアホームの需要増が見込まれるため、同施設の整備に努めるほか、障害者ニーズの状況を勘案し、施設入所支援サービスの提供施設の確保も検討します。

6 障害福祉サービス等の事業を行う者の確保について

本計画のサービスを提供する主体については、利用者がより多くの選択肢の中から自分にあったサービスを選べるよう、民間の活力導入を基本とし、本区におけるニーズの状況等の情報提供を積極的に行って、多様な事業者の参入を促します。また、計画に見合うバランスのとれた整備がなされるよう、事業者等との調整も図ります。

更に、サービスを提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成するため、東京都が実施している各種研修の機会等を有効活用するほか、自立支援協議会等においても障害者福祉推進に関する協議や連絡調整を適切に行い、サービス事業者の養成とサービス確保を図ります。

第5章 区が実施する地域生活支援事業に関する事項

1 実施する事業の内容

障害者自立支援法第77条では、区（市町村）が実施する地域生活支援事業が定められています。江東区では、必須とされる以下の事業を行っていくほか、既存の事業や必要に応じて行う新規事業等を効果的に組み合わせて、障害者の地域生活を支援します。

（1）相談支援事業

相談支援事業は、障害者、障害児の保護者又は障害者の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、障害者に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障害者の権利の擁護のために必要な援助を行う事業です。

相談支援事業の具体的な内容は、障害者相談支援事業、市町村相談支援機能強化事業、成年後見制度利用支援事業に分かれています。

障害者相談支援事業

この事業は、障害者の福祉に関する問題について、障害者や家族、介護をしている人からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、ピアカウンセリング、権利擁護のための必要な援助、専門機関の紹介等を行うものです。こうした相談支援事業を効果的に実施するために、区では、地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業を推進します。

（注）地域自立支援協議会は、市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するものです。構成メンバーとしては、地域の実情に応じて選定されるべきものですが、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、障害者関係団体、学識経験者などが想定されています。

地域自立支援協議会について、江東区としては、障害福祉に関わる他の組織等との関係なども含めて、設置の方向で検討を進め、その結果により平成19年度中に設置を予定しています。

市町村相談支援機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としています。

具体的な事業内容としては、専門的な相談支援事業等を要する困難ケース等への対応、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等です。

江東区では、現在障害者福祉課や保健所において、困難ケース等への対応といった市町村相談支援機能強化事業の内容に相当する活動を行っておりますが、今後は、障害者自立支援法における事業として推進します。

成年後見制度利用支援事業

この事業は、障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者または精神障害者に対し成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用など)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することで、成年後見制度の利用を支援するほか、成年後見制度の普及促進を図ることでこれらの障害者の権利擁護に資することを目的としています。

江東区では、障害者福祉課相談窓口2ヶ所、保健所・保健相談所5ヶ所の他、地域活動支援センター、権利擁護センター等にも相談機能を付置して相談窓口の充実に努めるとともに、地域自立支援協議会を設置し、相談体制をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりに中核的役割を果たす協議の場として運営します。

《見込量の設定》

相談支援事業	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数
相談支援事業				
ア 障害者相談支援事業	7	8	10	10
イ 地域自立支援協議会	0	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	0	0	1	1
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	1

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思の疎通が困難な方に、手話通訳者、要約筆記者の派遣や手話通訳者の設置を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とした事業です。

江東区では、平成 17 年度までの実績及び 18 年度決算見込数値を基に、東京都が行っていた専門的手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業の実績値 627 件を加え、聴覚・言語障害者手帳所持者数の平均増加率を使ってサービス量を算定します。

《手話通訳派遣実績と聴覚障害者数の推移》

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
手話通訳者派遣事業派遣件数	1,147 件	1,361 件	1,359 件	1,408 件
伸び率(前年比)		18.7%	-0.2%	3.6%
身体障害者手帳所持者数(聴覚言語障害)	1,316 人	1,341 人	1,385 人	1,397 人
伸び率(前年比)		1.9%	3.3%	0.9%

手帳所持者数は、15, 16, 17 年度は 12 月末現在、18 年度は 10 月末現在の聴覚・平衡機能障害及び音声・言語機能障害の数。

18 年度の手話通訳者派遣事業派遣件数は、見込数。

《見込量の設定》

コミュニケーション支援事業	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用件数	利用件数	利用件数	利用件数	利用件数
利用件数	1,408	2,076	2,118	2,247

(3) 日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業です。

日常生活用具及び排せつ管理支援用具のサービス見込みは、品目を大きく3つに区分した実績値より推計します。居宅生活動作支援補助用具の利用は減少傾向にありますが、17年度の水準を維持するものとしてサービス量を設定します。

《支給件数等の実績と直腸等機能障害者数の推移》

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
日常生活用具支給等件数	189 件	213 件	233 件	223 件
伸び率(前年比)		1.127	1.094	0.957
排せつ管理支援用具	4,392 件	5,132 件	4,653 件	4,635 件
伸び率(前年比)		1.168	0.906	0.996
居宅生活動作補助用具	21 件	18 件	18 件	14 件
伸び率(前年比)		0.857	1.000	0.777

* 平均伸び率 日常生活用具 = 1.059、排せつ管理支援用具 = 1.023

《見込量の設定》

日常生活用具給付等事業	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
	件数	件数	件数	件数
日常生活用具	204	216	229	271
排せつ管理支援用具	5,667	5,797	5,930	6,066
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	14	14	14	14

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

支援費制度におけるホームヘルプ事業のうち、移動支援事業に該当する部分の実績値から、今後のサービス量を推計します。

《移動支援該当サービス利用者数と利用時間の推移》

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度 (見込)
利用者数	102 人	155 人	193 人	241 人
利用時間数	24,300 時間	28,645 時間	33,482 時間	42,696 時間
一人当たり時間数(月間)	19.8 時間	15.4 時間	14.5 時間	14.8 時間

* 利用者数は、各年 10 月の実績、利用時間数は各年度 1 年間の実績

* 18 年度は、10 月の支給決定分から按分して求めた予測値

* 利用者の伸びは、江東区の総人口に占める障害者数の割合値の推移で推計

* 1 ヶ月分の一人当たり平均利用時間数を 15 時間として設定

《見込量の設定》

移動支援事業	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用者数	241 人	290 人	343 人	377 人
延べ利用時間数(月間)	3,615 時間	4,350 時間	5,145 時間	5,655 時間

(5) 地域活動支援センター

この事業は、障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化して、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としたものです。

基礎的事業と、機能強化事業があります。

基礎的事業

地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うものです。

機能強化事業

基礎的事業に加えて、相談支援事業や入浴等のサービスなどの事業を併せて行うことで充実した地域活動支援センター事業を実施します。

《見込量の設定》

地域活動支援センター機能強化事業		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
基礎的事業	実施箇所数	0 所	3 所	6 所	6 所
	利用者数	0 人	320 人	426 人	426 人
機能強化事業	実施箇所数	0 所	2 所	3 所	3 所

(6) その他の事業

(1) ~ (5) 以外の、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業として、江東区では次の事業を実施します。

訪問入浴サービス事業

送迎が困難で、障害者福祉センター浴室を利用できない方に、専門業者による巡回入浴車を自宅に派遣して入浴を行います。

更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方及び旧法施設支援として行われている身体障害者の更生施設・授産施設を利用している方のうち、利用者負担が生じない方に対して、訓練費を支給します。

施設入所者就職支度金給付事業

旧法施設支援として行われている身体障害者更生援護施設を利用している方が訓練を終了し、又は就労移行支援事業若しくは就労継続支援事業を利用し、就労する方に就職支度金を支給します。

点字・声の広報等発行事業

視覚障害のある方のために、こうとう区報点字版や、江東区声の広報を製作・発行します。

奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある方の社会参加を図り、地域社会のノーマライゼーションの確立を促進するため、手話講習会を実施し、手話奉仕員を養成します。

自動車運転免許取得費助成事業

心身障害のある方の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

自動車改造費助成事業

重度の身体障害のある方の社会参加の促進を図るため、就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。

《江東区の現状》

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
訪問入浴サービス	延べ派遣回数	996	715	830
更生訓練費	延べ利用者数	209	220	195
就職支度金	利用者数	1	1	0
点字・声の広報	点字版製作部数	77	70	70
	声の広報製作部数	115	115	104
奉仕員養成研修事業	協力員登録者数	191	199	199
自動車運転免許取得 助成事業	利用者数	6	4	5
自動車改造費助成事業	利用者数	4	5	7

《見込量の設定》

その他の事業	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
訪問入浴サービス事業 (延べ派遣回数)	970	986	998	1,034
更生訓練費・施設入所者就職支度金 給付事業	—	—	—	—
更生訓練費給付事業(延べ利用者数)	220	192	228	144
就職支度金給付事業(利用者数)	1	10	11	28
社会参加促進事業				
点字・声の広報等発行事業				
点字版製作部数	70	70	70	70
声の広報製作部数	105	105	105	105
奉仕員養成研修事業 (協力員登録者数)	204	209	214	229
自動車運転免許取得・改造助成事業				
自動車運転免許取得費助成 事業(利用者数)	6	6	6	6
自動車改造費助成事業 (利用者数)	8	8	8	8
経過的デイサービス事業	1ヶ所			
経過的精神障害者 地域生活支援センター事業	1ヶ所			

2 各事業の見込量確保のための方策

障害者が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一部の事業を社会福祉法人等の団体に委託することも想定しつつ、柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施します。

- ・ 相談支援事業は、地域自立支援協議会を設置し、地域の関係機関の連携の下に、相談支援の質の向上を図ります。また、権利擁護に係る事業を一体的に行うため、権利擁護に係る機関を整備します。
- ・ 地域自立支援協議会等の意見を聞きながら、相談支援機能強化事業を計画的にすすめます。
- ・ コミュニケーション支援事業については、平成 18 年度で事業終了する東京都の手話通訳者派遣事業を引き継ぎ、平成 19 年度より専門的手話通訳者の派遣及び要約筆記者の派遣を行います。
- ・ 地域活動支援センターは、障害者福祉センターと精神障害者地域生活支援センター「ステップ」を位置づけ、それぞれの施設特性に応じた機能強化事業も取り入れていくほか、小規模作業所等の通所施設の位置づけについて検討を行います。
- ・ 各事業において、必要なサービスが提供できるよう、提供主体と提供の仕組みの整備、並びに予算の確保に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

1 本計画の進行管理

第1部「江東区障害者計画」で述べられている計画の進行管理の仕組みに基づき、本計画の目標の達成状況について調査し、評価を行います。

2 本計画の期間及び見直しの時期

本計画は平成18年度から20年度を第1期としていることから、前項の進行管理・評価に基づき、第1期障害福祉計画に係る必要な見直しを平成20年度末までに行った上で、平成21年度から平成23年度末までを期間として第2期障害福祉計画を作成します。